

軽米町物産交流館

指定管理者募集要項

令和8年10月

岩手県軽米町

軽米町物産交流館の指定管理者募集要項

この要項は、軽米町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、町の特産品の普及宣伝を図るとともに商店街の活性化と賑わい創出を推進するための施設として設置している軽米町物産交流館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を選定するために必要な事項を定める。

1 対象施設の概要

名称 軽米町物産交流館

所在地 軽米町大字軽米第8地割118番地

2 申請の資格

町内に主たる事務所、事業所等を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことが有る者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者

3 申請受付期間

令和8年10月9日から令和8年10月30日まで

4 管理業務の範囲及び内容

具体的な業務の範囲及び内容については、別紙仕様書のとおり

5 選定の基準

軽米町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する規則第5条に定める指定管理者選定委員会において公平かつ適正に審議のうえ、総合的に審査して候補者を決定する。

6 管理の基準

軽米町物産交流施設設置及び管理に関する条例、施行規則を参考にし、設置の理念に基づき、効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

7 利用料金等に関する事項

(1) 自主事業収入

自主事業を指定管理者が実施する場合は、利用者から適正な対価を得ることができる。その場合、必ず事前にその金額と根拠を町に明示し承認を得ること。

なお、自主事業にかかる収入及び経費は、町が指定した事業（町が承認した提案事業を含む）に係る部分は除き、独立した収支計画書を提出すること。

(2) 指定管理に係る経費

提案された事業計画書に記載された金額に基づき、指定管理料を協定書で定め、毎年度ごとに予算の範囲内で支払うものとする。指定管理料の精算は行わず、経費の不足分は指定管理者の負担とする。

(3) 区分経理

経理は、指定管理業務にかかる経費と指定管理者が行う別事業にかかる経費を区分して管理するものとする。

(4) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を協定書で定める方法により支払うものとする。

8 保険加入とリスク分担

(1) 保険加入

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項及び第4項に基づき、指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には全国町村会総合賠償保障保険制度の対象となる。

ただし、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任はその指定管理者が負うものとなるため、指定管理者の費用負担により施設賠償責任保険に加入すること。

(2) リスク分担

町と指定管理者の業務のリスク分担については、別表1「リスク分担表」のとおりとする。

9 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

10 申請書類

(1) 指定管理者指定申請書（別記様式1）

(2) 申請資格を有していることを証する書類

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款又は規約その他これに相当する書類

エ 申込資格に関する申立書（別記様式2）

オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）

（３） 管理を行う公の施設の事業計画書（別記様式３）

（４） 管理に係る収支計画書（別記様式４）

（５） 当該団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支計算書、損益計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体）

ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

11 選定結果

応募された法人等に令和９年１月３１日までに文書にて結果を通知する。

12 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

（１） 提出書類に虚偽の記載があったとき

（２） この要項に違反し又は著しい逸脱があったとき

（３） 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき

（４） その他不正行為があったとき

13 協定の締結

指定管理者として指定された法人等は、指定期間中、会計年度（４月１日から３月３１日まで）毎に、軽米町と条例第７条に規定する協定を締結するものとする。

14 参考資料

（１） 軽米町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

（２） 軽米町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する規則

（３） 軽米町物産交流施設設置及び管理に関する条例

（４） 軽米町物産交流施設設置及び管理に関する条例施行規則

15 問合せ先

〒０２８－６３０２ 軽米町大字軽米第１０地割８５番地

軽米町役場 産業振興課 商工観光担当

電話：０１９５－４６－４７４６

FAX：０１９５－４６－２３３５